

3 分野別の基本方針

3.1 土地利用に関する基本方針

都市基盤が整備された住宅地については、良好な住環境の確保に努めるとともに、昔ながらの面影を残す住宅地については、その風景と調和した住宅地の整備を図ります。

工場が立地する地区においては、今後も本市の活力が維持できるよう、工場とその他の土地利用の調和を図ります。

農地においては、都市防災や環境面で多様な機能を有することから保全に努めます。

市街化調整区域の羽字武蔵野等地区については、新しい都市的土地利用の需要に対応できる地区として計画的に市街化区域への編入に向けて課題を整理し、関係機関と引き続き協議しながら進めていきます。

平成16年に景観法が制定され、全国的に美しい景観の創出や美しいまち並み形成に関心が高まっていることから、景観法の基本理念に基づいた良好な景観を形成するための取り組みを検討します。

(1) 住宅地の整備方針

ゾーン	整備方針
Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○羽村の歴史や伝統の雰囲気が残されており、今後も戸建住宅が想定される地区であることから、防災・安全面など将来にわたって安心して暮らせる住宅地の整備を市民と協働で取り組んでいきます。 ○地区計画等を活用した建築物等の規制・誘導により、景観的にも美しい質の高い住環境の形成を図ります。 ○住宅が一体で形成する屋敷林を保存する仕組みについて検討していきます。 ○玉川上水の中心から両側それぞれ100mの地域(玉川上水景観基本軸内)については、東京都景観条例に基づく建築物等の規制・誘導により玉川上水景観基本軸にふさわしいまち並みを形成します。
Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○羽村駅西口土地区画整理事業地区においては、「美しく快適で住みよい活力に満ちたまち」を基本目標とし、事業の進捗にあわせて用途地域の見直し及び地区計画を策定し、良好な住環境の形成を図ります。 ○地区計画が策定されている地区においては、引き続き地区計画による規制と誘導を図り、良好な住環境の維持に努めます。 ○地区計画が策定されていない地区においては、地区計画等による規制と誘導を検討し、良好な住環境の維持に努めます。 ○準工業地域及び工業地域内にマンションや戸建住宅が建設され土地利用が混在していることから、工業と共存できる住宅地とするため、地区計画等を活用した土地利用の規制・誘導を検討していきます。
Cゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○準工業地域内にマンションや戸建住宅が建設され土地利用が混在していることから、工業と共存できる住宅地とするため、地区計画等を活用した土地利用の規制・誘導を検討します。 ○市街化調整区域の羽字武蔵野等地区については、「羽字武蔵野等地区市街化調整区域基本計画書」に基づいた土地利用の整備に向けて課題を整理し、関係機関と引き続き協議しながら進めていきます。 ○地区計画が策定されている地区においては、引き続き地区計画による規制と誘導を図り、良好な住環境の維持に努めます。 ○地区計画が策定されていない地区においては、地区計画等による規制と誘導を検討し、良好な住環境の維持に努めます。
全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な宅地開発等を防止するため、宅地開発等指導要綱の見直し等を検討します。 ○緑豊かな住宅地の景観を形成するために、生け垣等の接道緑化に取り組んでいきます。

(2) 商業地の整備方針

ゾーン	整備方針
Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○羽村駅西口については、土地区画整理事業により、駅周辺区域に商業機能の集積を図り、商業地として地域住民等の利便性を高め、活気のあるものに整備していきます。 ○商業拠点である小作駅周辺地区は、飲食店や事務所の比率が高く、青梅市に近接していることから、広域的な観点で都市的機能の集積を図り、利便性の高い商業地を形成します。 ○都市計画道路3・4・31号線(通称 市役所通り)は、商業拠点の羽村駅周辺と小作駅周辺を結ぶメインストリート(シンボルロード)で、ロードサイド型の量販店やファミリーレストラン、個人商店や事務所などが立地しており、市民が交流する最適な空間であることから、歩道の拡幅や電線の地中化などに取り組み、にぎわいのある空間を創出します。 ○看板の色や大きさ、建物の色彩や形態、沿道商業建物や付属する駐車場の配置等について、統一感のあるまち並みの形成を図るため、地区計画等を活用した規制・誘導を検討します。 ○商業地である羽村駅周辺や小作駅周辺及び市役所通りにおいては、良好なまち並み景観の形成を図るため、電線類の地中化を進めていきます。

(3) 工業地の整備方針

ゾーン	整備方針
Bゾーン	○準工業地域及び工業地域内にマンションや戸建住宅、商業系建物が建設され、土地利用が混在していることから、長期的に安心して操業を継続できる工業地とするため、工場以外の土地利用の規制・誘導を検討していきます。
Cゾーン	○準工業地域内にマンションや戸建住宅、商業系建物が建設され、土地利用が混在していることから、長期的に安心して操業を継続できる工業地とするため、工場以外の土地利用の規制・誘導を検討していきます。



(4) 市街化調整区域の整備方針

ゾーン	整備方針
Aゾーン	<p>①河川敷</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩川とその周辺地域については、市民の憩いの場として親しむことが出来るよう自然環境の保全や地域の景観に配慮しつつ、整備を図ります。
Cゾーン	<p>① 横田基地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京都が国に対し横田基地の民間航空利用を働きかけていることから、その動向を注視していきます。 <p>② 羽字武蔵野等地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成18年3月に策定した「羽村市羽字武蔵野等地区市街化調整区域基本計画書」に基づき、道路等の整備を計画的に行い、市街化区域への編入に向けて課題を整理し、関係機関と引き続き協議しながら、新たな拠点づくりに向けた土地利用を図っていきます。

(5) 農地の整備方針

ゾーン	整備方針
全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○農地については、新鮮で安全な農産物を生産する場であることや、防災機能や緑地の提供、うるおいのある景観の形成など多目的な機能を持っていることから、さらに農地の保全に取り組んでいきます。 ○農産物の地産地消の推進や、農業者と市民との交流を通して農業への理解を深め、農地の保全について市民の理解が得られるよう努めます。



3.2 交通体系に関する基本方針

本市の都市計画道路の整備率は90%を上回る高い比率となっておりますが、さらに都市計画道路の鉄道との立体交差や未整備の都市計画道路の整備を推進し、安全で便利に利用できる道路網を確立します。

また、首都圏中央連絡自動車道については、その利便性を活かして広域的な連携が図れるよう早期の全線開通を引き続き要請していきます。

(1) 公共交通体系の整備方針

ゾーン	整備方針
Bゾーン	<p>① 鉄道</p> <ul style="list-style-type: none"> ○JR 青梅線については、JR 中央線三鷹・立川間連続立体交差化や中央線の複々線化にあわせて、輸送力の増強、サービスの向上を東日本旅客鉄道㈱に働きかけていきます。 ○鉄道により分断されている都市計画道路については、東西方向の交通の利便性の向上を図るため、立体交差化の早期実現を図ります。
全ゾーン	<p>② 多摩都市モノレール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多摩都市モノレールは、多摩の自立と連携に重要な役割を持つとともに本市にとっても、交通の利便性の向上、東西交通機能の強化、商圏の拡大、地区拠点の形成など活気ある良好な市街地の形成に重要な役割を持つものであることから、次期整備路線について関係機関に整備促進を要請していきます。
	<p>③ バス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内の交通手段としてコミュニティバス「はむらん」の運行を行っています。さらに、一層の運行の充実を図ることにより利便性の向上と利用者の増加を図ります。



(2) 道路の整備方針

ゾーン	整備方針
Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理事業が行われていない地区の狭い道路については、整備計画を作成し、市民の理解と協力を得ながら計画的な整備を進めます。 ○都市計画道路3・4・16号線(通称 栄小通り)の奥多摩街道までの整備の促進を図ります。また、都市計画道路3・4・12号線(通称 羽村街道)の整備を東京都に要請していきます。 ○奥多摩街道は幅員がせまく、歩道の確保も不十分ことから、安全な歩行空間を確保するため、東京都に整備を要請していきます。
Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○未整備となっている都市計画道路3・4・12号線、3・4・13号線、3・4・15号線、7・5・1号線の整備は、羽村駅西口土地区画整理事業にあわせて整備を進めます。 ○都市計画道路3・4・31号線(通称 市役所通り)は、歩道の拡幅や電線の地中化などに取り組み、にぎわいのある空間として整備を進めます。 ○土地区画整理事業が行われていない地区の狭い道路については、整備計画を作成し、市民の理解と協力を得ながら計画的な整備を進めます。 ○都市計画道路3・4・12号線(通称 羽村街道)の立体交差事業を東京都に要請していきます。
Cゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路3・4・28号線(通称 動物公園通り)は近隣環境に配慮した道路整備を進めます。 ○市街化調整区域の羽字武蔵野等地区については、「羽村市羽字武蔵野等地区市街化調整区域基本計画書」に基づき、市街化区域への編入に向けて、砂利採取跡地の土壌環境に配慮しながら道路の拡幅や新設による道路網の整備を進めます。 ○双葉町地区の狭い道路については、整備計画を作成し、市民の理解と協力を得ながら計画的な整備に努めます。
全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○道路をだれもが利用しやすい施設とするため、「交通バリアフリー道路特定事業計画」に基づき、道路のバリアフリーネットワークが形成できるよう計画的に整備を進めます。 ○自転車が安全・快適に走行できる環境について、主要幹線道路の整備にあわせ、整備を図ります。 ○交通安全施設を整備することにより、交通事故の防止に努めます。 ○道路の美観維持を市民との協働で進めます。



3.3 公園・緑地等に関する基本方針

公園・緑地は、市民に憩いの場やレクリエーションの場を提供し、災害時には防災空間としての機能を発揮します。

また、都市景観を構成する大切な要素であるとともに、良好な都市環境を維持するために必要な空間でもあります。

このことから、適正な公園配置や既存公園のリニューアルに努めるとともに、公共施設、工場、住宅地においては緑の創出を図り、さらに、これらの緑と多摩川周辺の緑との連続性の確保を推進します。

ゾーン	整備方針
Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○多摩川の水辺や周辺の空間を市民の憩いの場、レクリエーションの場として活用を図っていきます。 ○多摩川や羽村堰、玉川上水、根掘み前水田などに訪れる観光客の利便性を高めるために、駐車場等の確保や整備を図ります。
Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○JR青梅線以西地区の介山記念館公園、稲荷緑地及び加美緑地を「重点化を図るべき公園緑地」として選定するとともに、平成27年度までに整備する予定の「優先整備区域」を含む「重点公園・緑地」としても選定していることから、これらの公園の整備に取り組みます。
全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○公園利用者のニーズの変化に対応できるようにリニューアルや修復に努めていくとともに、デザインや隣接空間との景観的連続性にも配慮し、都市景観の向上に努めます。 ○統一感のある美しいまち並み景観の創出や緑のネットワークを形成するためには、街路樹が不可欠です。本市の都市計画道路は、すべて街路緑化が行われていますが、今後、整備される都市計画道路等においても、植樹等による緑化を図っていきます。 ○公園や広場の整備が困難な地域においては、今後、都市的未利用地や農地などの土地利用の転換が図られる時などに、公園や広場などの用地の確保に努めます。 ○民有地を活用した公園については、公有地化を進めます。 ○崖線や樹林地などに残されている緑を保全し、さらには、市域における緑地の連続性の確保を図るために、所有者等が維持管理しやすい制度づくりを検討します。 ○宅地開発等を行う場合は、緑の維持や新たな緑を確保することからも、所有者や開発事業者が緑化について適切な配慮を行うことができる制度づくりを検討します。 ○引き続き、公共施設の敷地内の植樹に取り組みますが、企業が行う工場等の敷地内の植樹や市民が行う住宅地内の植樹や生け垣化を誘導・支援し、まちなかに緑を広げていきます。 ○地域から親しまれる公園となるよう、公園ボランティア制度を活用し、市民との協働による維持・管理に努めます。



図2.4 公園・緑地等に関する整備方針図



3.4 その他都市施設に関する基本方針

上水道については、水源地の良好な環境の維持と配水管網の耐震化を進めます。

また、公共下水道の整備は未完了区域の汚水管渠の整備に取り組むとともに、総合的な治水対策と水環境の保全の観点から、雨水浸透施設の普及を推進します。

ゾーン	整備方針
全ゾーン	① 上水道 ○水源の水質保全の観点から、水源地の良好な環境の維持に努めます。 ○配水管網の耐震化を引き続き進めます。
	② 公共下水道 ○汚水管渠については、未整備地区の整備の促進と水洗化を進めていきます。 ○雨水管渠については、多摩川上流雨水幹線が完成したことから、JR青梅線以東地区の整備を計画的に進めていきます。また、JR青梅線以西地区では道路整備に合わせ雨水管渠の整備を進めていきます。 ○総合的な治水対策と水環境の保全のため、雨水浸透施設の普及を推進します。



3.5 安全・安心なまちづくりに関する基本方針

市民と行政が協力して、誰もが安心して生活できる都市づくりが望まれています。

そのためには、火災をはじめ震災や台風などの災害対策、交通安全に対する対策などが必要であります。特に、近年は施設能力を超える集中豪雨が発生し床上浸水があるなど、新たな課題にも対応していく必要があります。

これらの対策に取り組み、災害に強く、より安全で安心な都市づくりを推進していきます。

ゾーン	整備方針
全ゾーン	① 防災・減災 ○狭あい道路の解消に努めるとともに、消防自動車の通行や消防水利の確保等に努めます。また、羽村駅西口土地区画整理事業は防災の観点からも引き続き事業の推進を図ります。 ○火災の延焼を最少限に食い止めるために、また、震災時の建物の安全確保や安全な避難路を確保するために、建物の耐震化を推進していきます。なお、用途地域の指定に合わせ、防火・準防火地域を指定するなど、建物の不燃化や耐震化を推進していきます。
	② 都市水害 ○雨水管渠の整備を計画的に進め、雨水流出抑制のための浸透施設の設置等を進めていきます。
	③ 交通安全 ○道路の新設や交通状況の変化に合わせ、街路灯やカーブミラーなどの交通安全施設を整備していきます。

